

農村の維持活性化に向けた取り組みについて

中国部会提出

新たな「食料・農業・農村基本法」が策定され日本の農政は大転換が求められている。国は農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、農地の大区画化、スマート農業技術の導入加速化など、計画的、かつ集中して必要な施策を講じることにより、強い生産基盤を確立し、担い手を確保していくことを推進している。

一方で、中山間地域においては小規模生産者を含めた多様な人材と地域住民の拠り所、高齢者の生きがいの提供などが一体となった地域農業と活力ある農村を目指す取り組みへの施策が急務となっている。強い生産基盤の確立と人材の確保が図れる中山間地農業を継続して営むことができるよう、次のとおり要望する。

- 1 食料・農業・農村基本法における食料システムの持続性の確保に向けて「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」が改正され、合理的な価格の形成を行うために指標作成団体がコスト指標を作成することになっているが、作成に当たっては中山間地域の実情が反映され、中山間地域の農業が継続していける運用とすること。
- 2 米の需給調整及び経営所得安定対策に取り組むための「経営所得安定対策等推進事務費」については、事務量が増加する実情を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 3 日本型直接支払制度について、農業者等が安心して継続的に取り組めるよう十分な予算を確保するとともに、中山間地域等直接支払交付金については、農業者の高齢化等による中山間地域の逼迫した状況に鑑み、面積当たりの交付単価を増額させるなど、制度の充実を図ること。